

適時調査に係る医療費の一部負担金の返還について

令和 6 年 12 月 9 日 当センターは関東信越厚生局による「施設基準に係る適時調査」を受けました。

適時調査の結果、「検体検査管理加算（Ⅰ）」が施設基準に適合していないため、自主点検を行い該当する診療報酬を自主返還することになりました。

つきましては利用者様から受領した医療費の一部負担金について返還させていただきますので、大変お手数をお掛けしますが、返還のためのお手続きを行っていただくようお願い申し上げます。

今後は施設基準の届出・適用の内容を適正に管理し、再発防止に努めて参ります。

対 象 期 間 : 令和 6 年 4 月～令和 7 年 2 月診療分

返還対象者 : 1,768 人

返 還 総 額 : 707,206 円

返還有効期間 : 令和 7 年 8 月～令和 9 年 3 月

【参考：用語の解説】

適時調査：国が保険医療機関に対し施設基準の届出内容を調査、確認するため定期的に実施される調査

施設基準：保険医療機関が一定の人数や設備を満たす必要があることを厚生労働省が定めた基準

令和 7 年 8 月 1 日

心身障害児総合医療療育センター

所長 小 崎 慶 介